

# 国民皆保険制度が壊されようとしている

会員 小嶋 満彦

## 国民健康保険をめぐる動き

東京23区の区長会は、23区の国保料を4月から平均5000円引き上げる事を決めたと報道されました。多摩地域でも30市町村の内20の自治体が来年度からの改定を検討している（清水市議・共産党、12月日野市議会）と言われています。日野市でも、来年4月から国民健康保険税を一人当たり平均13%引き上げる事を12月市議会で決めました。

今回の引き上げの特徴の第1は、国保会計は「黒字」であるのに、国保税を引き上げた事。第2に、所得の大小にかかわらず一律に負担する、応益分の引き上げの比率が大きい事をその内容としています。この傾向は、多少の違いはあってもほぼ同じ流れで動いています。

このように、多くの自治体が一斉に国保の改定に動くのは極めて異例のことですが、その裏には、2018年度からの国保制度の都道府県一本化（広域化）に向けて、そのための条件整備を国が求めているという問題があります（この問題は字数の関係で今回は触れません）。

政府がこのような動きをする背景には、高齢化がすすみ医療費が増える中で、国の支出を減らし国民に負担増を押し付けて、これを乗り切ろうとする考えが強力に働いています。

我が国のあり方を定めた憲法は、人権をその柱にしていますが、この動きはその人権を踏みこむ道に突き進む事を意味しています。

そもそも国民健康保険とは、国民健康保険法第1条の目的に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と謳われているように、国民健康保険は1961年4月に社会保障の制度として発足した制度です。今回の日野市の改定は、この原則を踏みこむ方向で行われました。

## 国民健康保険制度に対する日野市の認識

最大の問題は「国保制度は助け合いの制度」と認識しているところにあります。

「加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療機関にかかれるように、普段から保険税を出し合い、お互いに助け合う制度であり、社会保障制度の一翼を担っていると認識しております。」（12月市議会本会議古川部長）

言葉を変えて言いますと、国民健康保険制度は、公助を中心にした制度ではなく、互助と共助中心の助け合いの制度で、これを社会保障の制度というのだと答えているのです。もう少し別の言い方をすると、助け合いが社会保障制度だと認識していると答えているのです。

いま全国的には、日野市が答弁しているのと同様な考えが、政府の指導の下に、自治体の当事者の中には蔓延しています。

社会保障制度を、助け合いの制度に変質させたきっかけは、2000年度から始まった介護保険制度だと私は考えています。介護保険制度は、全額公費負担から、費用の半分は高齢者と国民が保険料という形で負担するという、まさに「助け合いの制度」になりました。

この結果、保険料を抑えるという理由で、介護労働に対する介護報酬を抑える。そして、介護が必要な人に対するサービスも抑えるという姿にしてみました。

これが、介護問題を出口のない深刻な状況に追い込んでいるのです。

いま、命と健康の砦である国民健康保険制度を、助け合いの制度に変質させたら国民総倒れになってしまいます。

このままでは憲法25条は、事実上死文化の状態になります。こんなことは絶対に許せない事です。

## **政府が「助け合いの制度」として定着させるために地方自治体に押し付けようとしている2つの課題**

1つは、国保特別会計に対する自治体からの繰り入れを止めさせようとしている事です。

これは、先ほど触れました「国保は市民相互の助け合いの制度」だから、自治体からの繰り入れは必要ないという考えから出た施策です。日野市は昨年6月の市議会で大高議員（共産党）の質問に答えて「保険税率の平準化と、一般会計繰り入れに頼らない国保特別会計の運営を目指すことについては、決定していることとあります」と答えています。

この一般会計からの繰り入れは、国保制度を社会保障として維持するために、市民の保険料を可能な限り抑える。そのために、市が一般会計から支出（公助）するものです。日野市はこれを止める方針だと述べています。

これは日野市だけに現れている事ではありません。今年2月16日に開かれた、あきる野市国民健康保険運営協議会に事務局から提出された政府の資料には次のような一文があります。

「国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や

国庫負担金などによりまかなうことにより、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。」

つまり収支を均衡させる原則は、国庫負担金と保険料だけであって自治体からの繰り入れは必要ないと述べています。

それでは国は十分な国庫負担金を支出しているかと言えばそうではありません。制度の発足当時政府は、医療費の5割を支出していましたが、現在では当時と比べると実質25%しか負担していません。

この結果、保険料があまりにも高額になるのでそれを抑えるために、多くの自治体が一般会計からの繰り入れで市民の負担を軽くし、社会保障制度として維持しているのです。

政府は、この繰り入れを止めろという指導を強めています。

この道を走りだすと、市民負担は際限なく大きくなり滞納者は増え続けることになり、保険証の取り上げが始まります。他の自治体では始まっています。

国民健康保険とは、お金がなくても保険証があれば医療が受けられるという社会保障の制度です。繰り入れを止める道は、国保制度の崩壊につながります。

2つ目には、受益者負担の仕組みを強めようとしている事です。

日野市は今回の改定で、均等割りを8400円引き上げ、平等割りを3000円引き下げました。差し引き5400円の引き上げです。所得割は0.4%の引き上げです。均等割りというのは、所得に関係なく家族一人一人が負担するもので、平等割りも所得に関係なく世帯主が負担するものです。この結果、応能分と応益分の比率は35対65から43対57にと、応益分の比率が上がりました。応益とは受益者を指しています。ここでいう応益分は、均等割りと平等割を言います。政府はこの比率を50対50にしると、自治体を指導しています。

もともと社会保障制度に、受益者負担と言う考えを持ち込むのは誤りです。受益者負担が出来ない人も含めて、「人間らしく生きる事」を保障するのが社会保障であり、憲法25条の精神です。

いま安倍政権によって、憲法第9条だけではなく憲法第25条も壊されようとしています。

憲法を守るために私も力を尽くしたいと思っています。

最後に日野市では12月市議会に、国保税の引き上げに反対する3000人の市民が引き上げ反対の請願を行いました。

